

第六十八回 参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和四十七年五月十八日(木曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

五月十七日

辞任

田代富士男君

高山 恒雄君

補欠選任

高山 恒雄君

補欠選任

二宮 文造君

中沢伊登子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

玉置 猛夫君

寺本 広作君

増田 盛君

占部 秀男君

河田 賢治君

片山 正英君

柴立 芳文君

高橋 邦雄君

原 文兵衛君

若林 正武君

神沢 浄君

小谷 守君

杉原 一雄君

上林繁次郎君

中沢伊登子君

衆議院議員

発議者

白濱 仁吉君

中村 重光君

渡海元三郎君

政府委員

国務大臣

木村 俊夫君

経済企画庁総合

開発局長

建設大臣官房審

議官

自治大臣官房長

自治大臣官房審

議官

自治省財政局長

事務局側

常任委員会専門

員

厚生省環境衛生

局水道課長

説明員

国川 建二君

伊藤 保君

保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

伊藤 保君

まして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

最近における都市化の進展は、住宅用地をはじめ、道路、公園、緑地その他の公共用地の取得難を招き、良好な都市環境の計画的な整備を阻害する結果となっております。

このような土地問題に対処するため、当面緊急の措置として、市街化区域の整備を促進するため必要な土地の先買制度の整備、地方公共団体に必要土地の先行取得を行なうことを目的とす

る土地開発公社の創設その他の措置を講ずることによりまして、公有地の拡大の計画的な推進をはかり、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資せようとするものであります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、市街化区域内における土地の先買制度の整備についてであります。

まず、都市計画法に定める市街化区域内における都市計画施設の区域内の土地等一定の土地の所有者は、その土地を有償で譲渡しようとするときは、都市計画法による開発許可を受けた場合等を除き、あらかじめ、その土地の所在、面積、譲渡予定価額、譲渡の相手方等を都道府県知事に届け出なければならぬこととし、また、地方公共団体等による買取りを希望するときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができることとしたしております。

次に、都道府県知事は、これらの届け出等にかかる土地が都市施設その他公共施設に関する事業等の用に供する土地として必要がある場合には、地方公共団体または土地開発公社等が、買取りの協議を行なう旨通知することとしたしております。

なお、土地の譲渡の届け出等をした日から二週間以内、または、買取りの協議の通知があった日から二週間以内は、その土地を他に譲渡してはならないこととしております。

以上が、土地の先買制度の概要であります。

第二は、土地開発公社の創設についてであります。

まず、地方公共団体は、公有地の先行取得を促進するため、単独で、または共同して、公法人としての土地開発公社を全額出資により設立することができるといたしております。

次に、その業務であります。さきに申し上げました先買にかかりますところの土地のほか公共施設または公用施設の用に供する土地、公営企業用に供する土地その他公有地として必要な土地の取得、管理及び処分等を行なうこととしております。

次に、土地開発公社についての財務及び会計の規定、土地開発公社に対する監督の規定を設けるほか、土地開発公社の業務の運営の円滑をはかるため所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の要旨を御説明申し上げます。

地方道路公社が行なう有料道路の建設を促進するため、昭和四十七年度から新たに地方道路公社に対する公営企業金融公庫の融資の道を開くこと

として、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

最近における都市化の進展は、住宅用地をはじめ、道路、公園、緑地その他の公共用地の取得難を招き、良好な都市環境の計画的な整備を阻害する結果となっております。

このような土地問題に対処するため、当面緊急の措置として、市街化区域の整備を促進するため必要な土地の先買制度の整備、地方公共団体に必要土地の先行取得を行なうことを目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることによりまして、公有地の拡大の計画的な推進をはかり、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資せようとするものであります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、市街化区域内における土地の先買制度の整備についてであります。

まず、都市計画法に定める市街化区域内における都市計画施設の区域内の土地等一定の土地の所有者は、その土地を有償で譲渡しようとするときは、都市計画法による開発許可を受けた場合等を除き、あらかじめ、その土地の所在、面積、譲渡予定価額、譲渡の相手方等を都道府県知事に届け出なければならぬこととし、また、地方公共団体等による買取りを希望するときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができることとしたしております。

次に、都道府県知事は、これらの届け出等にかかる土地が都市施設その他公共施設に関する事業等の用に供する土地として必要がある場合には、地方公共団体または土地開発公社等が、買取りの協議を行なう旨通知することとしたしております。

なお、土地の譲渡の届け出等をした日から二週間以内、または、買取りの協議の通知があった日から二週間以内は、その土地を他に譲渡してはならないこととしております。

以上が、土地の先買制度の概要であります。

第二は、土地開発公社の創設についてであります。

まず、地方公共団体は、公有地の先行取得を促進するため、単独で、または共同して、公法人としての土地開発公社を全額出資により設立することができるといたしております。

次に、その業務であります。さきに申し上げました先買にかかりますところの土地のほか公共施設または公用施設の用に供する土地、公営企業用に供する土地その他公有地として必要な土地の取得、管理及び処分等を行なうこととしております。

次に、土地開発公社についての財務及び会計の規定、土地開発公社に対する監督の規定を設けるほか、土地開発公社の業務の運営の円滑をはかるため所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の要旨を御説明申し上げます。

地方道路公社が行なう有料道路の建設を促進するため、昭和四十七年度から新たに地方道路公社に対する公営企業金融公庫の融資の道を開くこととして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

とし、これに伴い同公庫の目的及び業務の範囲について所要の改正をすることとしております。

なお、別に御審議いただいております昭和四十七年度予算案におきまして、公営企業金融公庫の地方道路公社等に対する融資ワク六十億円を措置することとしております。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(玉置猛夫君) 次に公有地の拡大の推進に関する法律案について補足説明を聴取いたします。皆川官房長。

○政府委員(皆川迪夫君) 公有地の拡大の推進に関する法律案の補足説明を申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律案につきましまして、お手元に御配付申し上げております要綱に即しまして御説明をいたしたいと存じます。

まず第一はこの法律案の趣旨であります。大臣の御説明にもありましたように、この法律案は、市街化区域内の土地の先買い制度、土地開発公社の創設その他の措置を講ずることによりまして公有地の拡大の計画的な推進をはかり、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とするものであります。

土地の先買い制度につきましては、現在、都市計画法等に規定されているものがあつますが、これを拡充しようとしたものであり、土地開発公社は、地方公共団体にかつて土地の先行取得を行なうことを目的として設立されるもので、従来多くの地方公共団体で設立いたしております土地開発関係のいわゆる地方公社を法制化するものと申し上げてよいかと存じます。これらの措置によりまして、計画的な土地利用と秩序ある町づくり都市づくりを進めてまいらうとするものであります。

第二は、市街化区域内の土地の先買いについてであります。市街化区域内の一定の土地の所有者は、その土地を有償で譲渡しようとするとき

は、あらかじめ、特別の場合を除きまして、その土地の所在、面積、譲渡予定価額、譲渡の相手方等を都道府県知事に届け出なければならぬこととしたしております。市街化区域はおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域であります。この区域におきまして公共施設等の整備を促進し、秩序ある市街地の形成をはかるため、先買いの制度を整備しようとするものであります。

届け出を必要とする土地の範囲、すなわち、先ほど市街化区域内の一定の土地と申し上げましたがその内容について御説明申し上げますと、まず、都市計画施設の区域内の土地、すなわち都市計画の決定のあつた区域内の土地であります。

次に、都市計画の決定は見えないが、道路法の定めるところにより道路の区域として決定された土地、都市公園法の定めるところにより都市公園を設置すべき区域として決定された土地、河川法の定めるところにより河川予定地として指定された土地その他これらに準ずる土地として政令で定める土地であります。

以上の土地につきましては、いずれも各法律の定めるところによつて決定または指定がなされるものであり、あらかじめ一般に公示されているところのものであります。

次に、新たな市街地の造成を目的とする土地の整理事業で都道府県知事が指定し、公告したものの施行区域内の土地、いわゆる先買い土地の整理事業にかかる土地について届け出をしなければならぬものとしております。

最後に、以上の区域内の土地のほか、その面積が二千平方メートルを下らない規模で政令で定める規模以上の土地につきましてもその有償譲渡について届け出をしなければならぬものとするものであります。

次に届け出を要しない場合といたしましては、都市計画法によりましてその開発許可を受けた場合、土地の面積が政令で定める規模未満である場合その他有償譲渡をする者または相手方が国、

地方公共団体などである場合、他の法律によつて先買いの対象となり得る土地である場合等といたしております。

以上が届け出を義務づけられるものであります。このほか、市街化区域内の土地でその面積が政令で定める規模以上のもの地方公共団体等による買い取りを希望する者はその旨を都道府県知事に申し出ることができるとしてあります。

次に届け出義務の免除であります。このようにして届け出または申し出のあつた場合におきましては、後に申しあげますところの譲渡制限の期間を経過した日から一年間はさきに申しあげました土地の有償譲渡についての届け出は要しないものとしてあります。

都道府県知事は、以上の届け出または申し出があつた場合には、その土地の買い取りを希望する地方公共団体等のうちから買い取りの協議を行なう者を定め、買い取りの目的を示して届け出または申し出をした者に通知することとしたしております。この通知は、届け出または申し出のあつた日から起算して二週間以内に行なうこととしたしております。

こうした手続によつて先買いの協議が進められていくところでありまが、その土地の買い取り価格につきましては、地価公示法の公示価格を基準としなければならぬものとしてあります。

次に土地の譲渡の制限であります。これらの届け出または申し出をした者は、届け出または申し出をした日から二週間以内または協議の通知があつた日から二週間以内は土地を他に譲渡してはならないものとしてあります。

以上の手続によつて買い取られた土地につきましては、先買い制度の趣旨にかんがみまして、都市施設その他の公共施設等に関する事業の用に供されなければならぬこととしたしております。

すなわち、道路、公園、学校等都市計画法に都市施設として定められている施設、土地収用法第三条各号に掲げられている施設に関する事業等の用

に供されなければならないこととしてあります。

なお、買い取りを希望して申し出たものにつきましては、これらの事業の用に供する場合のほか、その代替地の用に供することができるとしてあります。

最後に罰則についてであります。届け出義務に違反して土地を有償で譲渡した者、譲渡制限の期間内に他に譲渡した者等について、十万円以下の過料に処することとしたしております。

以上が市街化区域内の土地の先買い制度の概要でございます。

次に土地開発公社制度の創設について申し上げます。

まず、地方公共団体は、単独で、または共同して、公法人である土地開発公社を設立することができるものとしてあります。この場合土地開発公社に出資をすることができるとは、地方公共団体に限ることとしてあります。

次に土地開発公社の設立の手続といたしましては、議会の議決を経て、定款を定め、都道府県が設立しようとする場合におきましては、主務大臣、市町村の場合におきましては都道府県知事の認可を受けなければならないこととしてあります。

この法律におきまして主務大臣と申しますのは、自治、建設両大臣であります。

土地開発公社の業務は大別いたしまして三つございまして、まず第一には市街化区域内の土地の先買いにかつて土地の取得・管理及び処分、これは、先ほど御説明申し上げましたように、この法律に基づきますところの土地の先買いを土地開発公社が行なうこととあります。次に公共施設または公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地その他公有地として必要な土地の取得・管理及び処分であります。第三には国等の委託に基づき土地の取得のあつせん等を行なうこととしてあります。現在でも各地の地方公社におきましては、国、公団等の用地取得のあつせんを行

なりといった例が多く、これらを業務の範囲に加えていけるものであります。

御参考までに申し上げますと昭和四十五年度におきますところのいわゆる地方公社の土地取得の状況は、面積にいたしまして約二万ヘクタール、金額にいたしまして四千五百億円余にのぼっているところでありまして。

次に土地開発公社の財務、監督等について申し上げます。まず土地開発公社の資金需要に對しましては、民間資金の積極的な導入をはかるものであります。公営企業金融公庫といたしましては、土地開発公社の行なう事業のうち政令で定めるものに対して必要な資金を貸し付けることができるものとしていたしております。

次に土地開発公社は毎事業年度予算、事業計画及び資金計画を作成し、設立団体の長の承認を受けなければならぬものとしていたしております。

また、地方公共団体が債務保証をすることは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の定めるところによって制限されているところでありまして、土地開発公社に對しましては、その円滑な資金調達をはかるために保証契約をすることができるといたしております。

土地開発公社に對する監督について申し上げますと、設立団体の長は必要があると認めるときは、土地開発公社に對し、その業務に關し必要な命令をすることができるとし、主務大臣または都道府県知事は必要があると認めるときは、土地開発公社に對し立ち入り検査等を行うことができることとしていたしております。

土地開発公社に對する税につきましては、印紙税、登録免許税等の減免を行なうものとしていたしております。

最後に従来の公益法人が土地開発公社に組織変更する場合の手続その他必要な規定を設けることとしていたしております。

以上が今回御提案を申し上げております公有地の拡大の推進に關する法律案の概略でございます。

○委員長(玉置猛夫君) 兩案に對する審査は後日に譲ります。

○委員長(玉置猛夫君) 離島振興法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入りま

す。質疑のある方は順次御発言を願います。

○占部秀男君 今度の離島振興法の有効の期限を十年間延長しよう、これにはわれわれも率直に言つて賛成であります。内容の点について二、三お伺いをしたいと思います。これは、もし必要があれば私の質問に對するお答えは経済企画庁のほうでやっていたとしてもいいと思うのであります。これはひとつ御自由にお願いをしたい。

そこで、この実施地域として指定されておるのは、お配りの資料の中に七百ばかりあるということが明らかになっておるわけでありまして、今後これがふえる見通しなのか、減る見通しなのか、また無人島の場合はどういふ形でこの範圍に入つておるか、入つてないか、そういう点についてまずお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(木村俊夫君) これは私のほうから……。

御承知のとおり、離島振興法第二条で指定をやつておりますが、現在、数にいたしまして指定しましたのが、もう十回指定をいたしました結果、八十三地域七百二十二島、うち、人がおります無人島が三百三十三島、差し引き幾らになりますか、無人島があるわけでございます。したがつて、今後指定をふやすか、あるいは減らす方向か、こういうことですが、一般的に申しまして、これがふえるということはまずないと、こういう見通しでございます。むしろ離島が、この離島振興法によつて隔離性がなくなると、そういうような離島自体も、地域の向上によつてこれを解除する方向に向かうのが本筋ではないかと思ひます。

○占部秀男君 無人島のような場合にはどういふ扱いになつておるんですか、おおよそ。

○國務大臣(木村俊夫君) 先生のおっしゃいました人の住んでいない島、現実にはまだ人が住んでおつた、それが言うならば極端な過疎になるわけでございますけれども、全島あげて他へ移住するといふようなことで、全く無人島になつてしまつた場合、それから、明らかに指定以降ずっと無人であつたといふような場合、いろいろなケースがあるわけでございますが、現実に無人になつても、その島の問題としては、法律的には一応離島振興法が適用になります。現実にはどういふ施策が適用されるかという問題かと存じますけれども、現実の問題といたしましては、やはり住民の生活、福祉という問題が一番問題になります。で、そういう島について特設のいろいろな措置というものはあまりないわけでございます。ただ、その地域全体として、その無人島の周辺がたとへばいろいろな漁場であるとか、そういうような例がございますので、そういう意味での施策は施しておりますけれども、その島自体としての施策というものはあまりないと御理解いただいてけっこうだと思ひます。

○占部秀男君 その場合、各県や何かでつくる事業計画の中には、そうした関連事業の問題も計画として盛り込んでおると、かように了承していいわけですか。

○政府委員(岡部保君) そのとおりでございます。

○占部秀男君 それから第二にお伺いしたいのは、振興計画の内容の問題なんです。これは法の三条、四条に、離島振興計画の作成について条件がいろいろあるわけでございます。たとえば漁港、あるいは港湾、道路、航空、あるいはまた社会福祉の問題、消防施設といふようないろいろ対象があるわけですね。この対象の内容、これをもうある程度抜本的に再検討する時期にきてるんじゃないかと、かように私は考えるわけなんです。この法は今度で二回延長するわけですね、十年間やつて来年度また二十年目になつて、今度やれば三十年になるわけですね。この間、離島振興のこういう法律をつくる必要性は、もちろんわれわれは認めておる。しかし、その対象の内容について少し再検討する必要があるんじゃないかといふことを感じておるわけなんです。この法は、たとえば、いただいた資料を見ても、離島の産業関係を見ると、第一次産業が圧倒的ですね。しかも所得が低い。ところで、第一次産業の農水の振興については、高額の補助の問題では、農道の補助であるとか、漁港の整備であるとか、そういう点にある程度限られておる。これでは低い所得が、そのままだり置かれておるんじゃないかと、そこで、こういう点についても、やはり何らかの振興事業の内容について、あるいは補助のしかた、こういう点についてくふうが要るんじゃないかと、また教育問題についても——これは時間の関係もありますから、私はべらべらとしゃべつて御答弁はなるべく少なくて済むようにしますが、たとえば教育問題についても小中学校の問題、人口が減つておるから生徒も減つておる。そうすると、小学校に對する補助というものはだんだん少なくなつていくんじゃないか。そうすれば、それをたとへば老人の福祉ですね、老人はだんだんふえてくる形になるわけですから福祉の問題に振りかへるとか、あるいは社会保障の問題でも、保育所についての施設も高額補助はあつても、もつと何らかの拡大をするとか、いろいろとくふうがあつて私はしかるべきじゃないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○衆議院議員(白濱仁吉君) まことに御意見のとおりでございます。私も今度の延長に際しましては、特に私は離島振興対策審議会の会長として、自由民主党内の、党内のことを申して恐縮ですが特別委員長を兼務いたしております関係で、いろいろ審議会の委員の方からも、お前がひとつやつてみるという命令を受けましたので、おっしゃるとおりの、われわれも過去の二十九年の経験にかんがみまして、何とかこれは考えなきゃいかぬと思ひまして、学識経験者とか、あるいははずと離島振興法の制定の当時から御協力いただいた方々を特に委嘱しまして研究会をつくつて、いろいろ

対象の内容について少し再検討する必要があるんじゃないかといふことを感じておるわけなんです。この法は、たとえば、いただいた資料を見ても、離島の産業関係を見ると、第一次産業が圧倒的ですね。しかも所得が低い。ところで、第一次産業の農水の振興については、高額の補助の問題では、農道の補助であるとか、漁港の整備であるとか、そういう点にある程度限られておる。これでは低い所得が、そのままだり置かれておるんじゃないかと、そこで、こういう点についても、やはり何らかの振興事業の内容について、あるいは補助のしかた、こういう点についてくふうが要るんじゃないかと、また教育問題についても——これは時間の関係もありますから、私はべらべらとしゃべつて御答弁はなるべく少なくて済むようにしますが、たとえば教育問題についても小中学校の問題、人口が減つておるから生徒も減つておる。そうすると、小学校に對する補助というものはだんだん少なくなつていくんじゃないか。そうすれば、それをたとへば老人の福祉ですね、老人はだんだんふえてくる形になるわけですから福祉の問題に振りかへるとか、あるいは社会保障の問題でも、保育所についての施設も高額補助はあつても、もつと何らかの拡大をするとか、いろいろとくふうがあつて私はしかるべきじゃないかと思ひますが、この点はいかがですか。

ろ御意見をちょうだいし、将来の見通しなども検討いたしましたわけであります。

ところが、実際これやってみますというところ、どうしても主として公共事業に限定せざるを得ないというふうなことに相なりましたのは、経済見通しというものが非常にむずかしいということと、離島の開発をしようとする、現在の公害問題、あるいは何と申しますか、自然保護といいますが、そういうふうな問題とか、あるいはおそらくいま現在進みつつあります週二日休暇制というふうなものが、現実に全国的に実施されるというところになりますと、本土から離島への流入といいますが、そういうふうな点が相当これは違つた形で出てくるだろうというふうな、いろいろな問題がここに派生して実は考えられたわけでありました。

そこで、それをいろいろ法律に盛り込みますと、これはなかなか、口では申しますが、簡単にはまいりません。そこで目的までこれを交えようと思つたと、これは占部先生、なかなか簡単にいかぬというふうなことになるまで、実は過去何回か、ここで九回ぐらい内容の改正をやつてきておりますが、のちほどあるいは御質問に出るかもしれませんが、医療対策一つとらえまして、いま厚生省でいろいろと資料を集めて全国から僻地、離島を含めた医療対策をやるといふふうな、そういうふうな過程にありますので、まずその内容を、そのつど、ひとつ時代に応じて改定していこうじゃないかというふうなことで落ちついたような次第でございまして、その点われわれも不満でございまして、先生方も御不満でありましようが、ここはひとつまげてお認め願いたいというのが私のお願いでございまして。

御答弁になりましたかどうかわかりませんが、お許しを願いたいと思ひます。

○占部秀男君 御苦心と御努力のあとはわれわれも認めるわけでありまして、了解するところですが、ただ、企画庁長官にお願いしたいのは、いまのことに関連するんですが、今度の法律改正で

は、十一条ですか、環境庁の事務次官を委員の中へ入れているわけですね。ところが、対象事業としては公害関係その他あまり明確になっていないわけですから、したがって環境庁の事務次官を入れる以上は、いま言った御答弁のあれに関連をして、将来やはり公害問題その他相当問題になってくると思ふんです。私も、こういう点についても検討をひとつしてお願いしたい、これを要望したいんですが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(木村俊夫君) 離島はいろいろ不便なところではあります。自然という点では非常に恵まれている。それを、本土の轍をまた離島に踏ましたくない、また踏ましむべきではないということから、環境問題も離島振興の上において重大な目標にならうかと思ひます。そういう意味において環境庁次官を加えたわけですね。十分その点を考慮したいと思ひます。

○占部秀男君 それから、九条の二で、この対象の中に、いま御答弁にございしたような医療であるとか——これは実際非常にいいことだと思ふんです。われわれも手をあげてこれは賛成しなければならぬし、この前の延長のときに問題になった問題ですから、非常にいいと思ふんですが、ただ補助が二分の一補助になっているわけですね。これははたして実効があるかどうか。離島のような場合には町村の財政自体も相当苦しいんじゃないか。そこで、もう少し国の補助というものをもふやすような方向に——まあ今回はしかたがないと思ふんですけれども、持っていってもらいたいと思ふんです。そうしないと、これは実効があがらないんじゃないかという感じがします。その点はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(白濱仁吉君) おっしゃるとおりでございまして、私もだいたい各省と折衝して、この点につきましてもいろいろと野党の衆議院の諸君と一緒にございまして折衝してまいりました。先ほどちょっと触れましたが、ちょうど四十六年度予算で皆さま方の御賛成を得て厚生省で僻地離島対策のための調査費をとって、いまそれが集計

されておる最中でございます。したがって、その結果によつてひとつやつてくれないうかというふうな政府からのきつたい要望もありまして、一応過疎法をとつて今度の改正には間に合わせる——と言つてと語弊がありますけれども、それで進んで、早急に対策が出ました際にはこれを取り入れていこうではないかという、こういうふうな話し合いになっておりますことを御報告申し上げますので、御了承いただきたいと思ひます。

○占部秀男君 あと二つですが、実は水道の問題なんです。水道の普及は政府の非常な御努力で離島のほうへも及んでおることは非常にいいことなんでしょうけれども、簡易水道のような場合に、なかなか離島の条件が内陸の条件とは違うわけですから、したがって簡易水道の水源としては上水道用水をやはり使えるような何らかの、行政指導でもつけようですが、方法をともちようということではできないものか、そういう点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岡部保君) 厚生省からも水道課長が来られておりますので、後は御説明していただきますけれども、私も離島の振興ということを考えて、先生のおっしゃるとおりでございまして、やはり水道問題というのはこれは非常に問題かと思ひます。よく申すのですが、水とあかりと申します。電気と水道というものが何しろいゝわゆる本土並みになつていないという感じがいたします。水道については相当に重点的に整備をするという考え方でございまして、ただ、たゞいま御指摘のございましたような簡易水道という場合に、その水源と申します。水源が同一の経営主体内である同一経営主体の上水道を水源にしたものを離島へ引くという場合でございまして、いままでの扱いとしてはその上水道の拡張工事であるというふうな方をしておつたわけでありまして、それで、この点については確かに私も疑問でございます。いま申しましたような基本的な考え方から、やはりもう少し考えを改める必要があるのじゃないかということで、今後その点に

ついてはひとつ努力をしていきたいという考え方に立っております。詳細については厚生省のほうから……。

○説明員(国川建二君) ただいまの問題につきましては、経済企画庁のほうから御説明ございまして、私どももいたしまして、本土内の過疎地域の簡易水道と同等以上に離島につきましても十分な施策の進め方について努力してまいつたわけでございますが、いま御説明がありましたように、水道法上の認可の問題との関連がございまして、事実上、まあそういう問題意識はかねてから私も持つておつたところでございまして。しかしながら、現在までの経緯は、いま御説明しましたような問題点も残されておりますので、今後の研究課題としまして私どもも前向きでそれについては考えていきたいというふうに考えております。

○占部秀男君 この点ひとつ善処してもらいたいと思ふんですが、特に五、六年前、参議院の地方行政で、水道問題もあつて長崎のほうの市内と離島のこの水道問題を視察したことがあるんですが、そのときに私、身をもつて痛切に感じたもので、それから、どうぞひとつ善処をしていただきたい。最後にお尋ねしたいことは、今度これで十年間延長するわけですが、私は、この離島振興法をつくった当時と今日では、離島の置かれておる地位というか位置というものが違つてきているんじゃないかという感じがするんです。あのときは、ある一定の期間をきめて、振興のために国並びに地方団体である程度の援助をする、そうすると、この離島そのものの行政水準も高くなつていってというふうなことを考えていたんですが、こういうふうに都市集中の激しい時代ではそういう事態じゃないんじゃないか。離島における問題は、やや恒久的な問題として扱わなければならないんじゃないか。そこで、今度のこの十年間の延長は、こうです。われわれも賛成をしたいと思ふんですが、こういう離島振興の問題は、もっと抜本的に

恒久的に、やはり時限立法でなくて扱ふ必要が今日の日本の経済社会の状況では出てきてゐるんじゃないか、かように考えるわけなんです、こゝろいう点、企画庁としてはどういふふうにお考えになっておるか、また、そういうふうな必要があるとするならば、今後ひとつ研究課題としてこの次のときまでに必ず——もう十年また延ばさなければならぬというときが、私は目の前に見えてゐるような気がしますから、そういう点についての見解をお尋ねして、私の質問を終わりたいと思ひます。——どちらでもけっこうです。

○衆議院議員(白濁仁吉君) まさにこれは私どものお願ひしたいことをすばりおっしゃられたと思ひます。まことにそのとおりでございます、先ほどからも申し上げましたように、いろいろな研究をやつておられますと検討課題が非常に広いわけなんです。したがって、この十年間に一応途中で改正するものは改正して、おそろしく行く行くは、おっしゃられたように私は恒久的に恒久法としてやらなければいかぬのではないかと、私どもはそういう見方をいたしておるわけでございます、これはおそろしく、経済企画庁長官も御同席されておられますが、私どもは同感だろと思ひます。積極的に今後、われわれ審議会のほうにも、また同時に諸先生方にもお願ひして、御検討、御協力を仰ぎたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○寺本広作君 私は最近まで地方行政に關係しておつたものでございますが、いろいろたくさんあります、地域開発の法律を見てみまして、この離島振興法は地域開発で成果をあげた法律はほかにないと思ひます。過去二十年間、島はこの法律のおかげで非常に明るくなつてきたと思ひます。しかしその間に大陸のほう、本土のほうの開発はそれ以上に非常に進みましたのですから、この法律の果たした役割りは大きかつたけれども、大陸のほうから引き離されたその距離を幾らか縮める程度しか役割りを果たさなかつたと言つてよいと思ひます。今度衆議院で各党共同してこ

の法律をさらに十年間延長されるということになりましたのは、ちょうど離島中の離島である沖繩が返つてきて、その開発が大々的に促進されるというときでもありませんし、ちょうどこれは時期のいい延長の法案であつたと思つておるわけでございます。特に今回の衆議院の提案では、いままで離島振興法の中心は、どつちかというよりは公共事業を中心とした助成法であつたといふのに、今度は医療や福祉など、そういう離島の島民の、住民の要望にこたへた改正が盛り込んでありまして、この点特に敬意を表したいと思つておるわけでございます。

こういうことでありますから、この法案が来たらひとつ私は質問などせずに無条件で賛成しようと思つておりましたところ、ただいま占部議員から質問がありまして離島の飲料水の問題につきまして、数日前から同僚の議員さんが数名来られて、何とかその法案を修正してくれという話でございます。文句は非常に簡単だ、簡易水道と書かれてあるのを、簡易の二字削ればいんだから、ぜひその二字削るよう修正してくれ、こゝろいう話でございます。しかし字は二字でも、予算を伴う法律でありますし、政府側の御意向を承らなければと思つて何つてみたのでございますが、政府側のお話では、まあ簡易水道は補助金、しかし水道は起債でという従来の方針は変へたくないというお話でございます、お見えになりまして数名の方々の御意向に沿うような修正というのには非常に困難だなという気がいたしました。

しかし、直接私も地方行政をやりました立場から申しますと、離島の水不足というのは非常に深刻なものでございます。ことしなど春先からずいぶん雨が降つておりますからまあいいじやうぶじやなからうかと安心をいたしておりましたが、春先降り込みが足りないとき、特にからつゆの年などは、もう夏から秋にかけては非常な水不足、飲み水不足になります。そういう場合には、まず自分たちの持つておる漁船を動かして大陸から水を

運ぶわけでありまして、それでも間に合ふぬというときは、もう私のほうでしたら下関、門司あたりの船舶、給水の船をチャーターしてきます。ところがこれのチャーター料が高つてございまして、長い間はなかなか借りられせん。そこで佐世保の海上自衛隊に行きまして、海上自衛隊の給水艇を借りまして、給水艇もそう長く借りられせんので、そのうち上陸用舟艇などを借りてきて、それに酒屋の醸造用のほうろく引きのタンク、あれを載せて水を送るわけなんです。あらゆる方法で水を島に運ぶわけですが、運んでから先水を配るのがたいへんです。これは主として主婦の仕事になります、一カ月とか四十日とか千ばつが続きまして主婦が倒れます。そこで今度は陸上自衛隊に頼んで給水のための災害救助をしていただくわけなんです。非常な苦勞であります。いままでは千ばつ、水飢饉については災害救助法は発動がありませんでした、四十一年でありましたか、あんまりひどい災害で費用もよけいかりましたので、厚生省にお願いして災害救助法の発動を飲料水不足の事態に適用してもらつたという新例がござい

ます。このようなことで、非常に水不足でありますので、かねがねダムをつくれるところにはダムを、地下水の掘れるところには地下水をということで、盛んに奨励をしておるのでございますが、何ぶんにも離島のことでは浅いものですが、やはり水源不足に非常に悩まされてます。

そこで考えましたのは、大陸のほうから海を底を通つて海底送水をやろうということです。これは私のほうで考えたわけではありせん。長崎県の軍艦島でもつてやつておられる例を見まして、私どものほうの特に水不足の天草の上島の東海岸地域に、大陸のほうから十二海里、不知火海の底を通つて海底送水をやろうという計画をつくりました。ところが、軍艦島のように非常に経済力のあるところと違つて、私どもの離島は非常に経済力が貧弱でありますので、海底送水というよりなばく大な金の要ることというのではできかねるわけなんです。これが計画が具体化して今日実施されると

いうことになったのは、全くこれは離島振興法の補助のおかげであります。今度の改正では、この簡易水道に対する補助率を、従来の十分の四以内から二分の一以内と引き上げていただいた。これは非常に離島住民の要望に沿つた改正だということ、私は非常にありがたいことと思ひ、喜んでおつたわけですが、私のところにお見えになりました数名の同僚議員の方のお話だと、おまえのところは水を送つた大陸と水を受け取つた離島の市町村が別の市町村だつたからそれは助かつた、離島振興法の適用があつたが、同一市町村である場合には助けようがないぞ、それを助けるのにはどうしてもやはり簡易水道の簡易の二字を削らなければならぬと、こゝろいう話でございます。そこで、先ほどから申し上げるように、政府部内の意向も探つてみたのでございますが、二字を削るといふのは非常に困難な次第だということなんです。先ほど経済企画庁からも厚生省からも、まあ研究してみようというお話がございました。

そこでお尋ねしたいと思ひますのは、もともと簡易水道というのは、全市町村、一つの市町村の全区域を対象とせぬでも、市町村の一部の区域を対象としても簡易水道はできるものではないか、それが一つです。それから二つ目としては、この同じ市町村で、上水道をやつてゐる市町村で、一部に簡易水道をやるといふことも認められるところではないか。そこで認められるなら、この同じ市町村の区域内であつても離島に大陸から原水を送るということも認めていただくような方法はないものだろうかと思ひます。そういうことを認めていただくなら、先ほどから申し上げるような簡易水道の簡易を削つて水道全体に、離島であつても動き出すというよりな、非常に大きな穴をあけず、にせういふ特殊な事態を救えるようになりやせぬかと思ひます。この点について先ほど占部議員の質問に対してお答えもございました。実はきょうは大蔵省に出席をお願いしておつたのですが、衆議院のほうの何か健康保険法の改正のほうに主計官が出席するので来られぬという

ことで非常に残念でございます。大蔵省の御同意が得られるならこの場で勝負がつくなどと思っておったわけですが、まあ政府を代表して御答弁があれば、経済企画庁からでも厚生省からでもけっこうでございますので、ひとつ私の抱いているこの疑問にお答えをちょうだいしたいと思います。

○政府委員(岡部保君) 先ほどもお答え申し上げました点でございますけれども、いま先生のおっしゃいました第一点、第二点、いわゆる同一市町村内で簡易水道事業というものが、たとえば上水道事業が別にあるにもかかわらず簡易水道事業というものが成立するかどうかという点については、当然成立するわけでございます。それで、ただ先ほど申しましたように、簡易水道といういわゆる給水人口が非常に少ない、それに対しての水道事業で、したがってこれは非常に水のコストが上がるおそれがございます。そういう意味ではこれは国として補助を与えて水のコストを下げようじゃないかというのが趣旨かと思うのでございます。

したがって、その上水道の水を同一市町村内でもらって、それを水源にして簡易水道事業をやるということに対して、いままではそういうものは認めないで、むしろ上水道本来の上水道の事業の拡張になるのじゃないかというような解釈をしておったわけでございます。その解釈の点だけでございますので、私どもとしては、いま先生のおっしゃいましたように、また占部先生のお話もございましたように、こういう問題は離島として特に重要な問題だと思っておりますので、これから何とかその解釈を拡張して――拡張と申しますか、その解釈を変えて、ほんとうの簡易水道事業の意義というものを生かせるような方向にもっていきたいということが私どもの考え方でございます。残念ながら大蔵省もおりませんので、ここでいろいろふりなことをいつからやるといふことはちょっと申せませんが、まずさしあたり四十八年度予算の折衝にあたっては、そういう方向でひとつ何とか解決していきたいという考え方でございます。

○寺本広作君 まあ非常に積極的な御答弁で、ありがたいことだと思っております。大蔵省もおられぬこととすし、最終的にここで片づけようとすることは無理だと存じます。しかし、せっかく衆議院で出された法案、政府も賛成しておられるこの法案で、簡易水道の補助率を引き上げてやろうという法案でございます。これは全く離島の住民の飲料水に不安なからしめようという思いやりから出た修正案だろうと思っております。

そこで大臣にお願いしたいわけですが、せっかく補助率を引き上げようという、こういう御趣旨の修正案でございますので、ぜひともひとつ法案の運用、適用にあたっては、この趣旨が島民に潤うように御配慮いただきたいと思っております。何ぶんよろしくお願いいたします。

○岡部大臣(木村俊夫君) たいへんけっこうな法案を出していただいて、政府も非常に喜んでおりますが、ただその点で、折衝の過程でいろいろまだ不十分な点も提案者のおこぼれに従えばあるようでありまして、したがって、衆議院の附帯決議もいただきましたし、またおそろくこの委員会でも御決議もあらうかと思っております。その御趣旨に沿って、ただいまの水道問題も含めて、私自身も必要とあれば大蔵大臣と話をいたします。

○河田賢治君 実はきのう大阪の千日前の火災のあの視察に行ったものですから、きょうの質問の準備をしようと思いましたが、そういうことでできなかったのがあります。けさいろいろ資料をもらったのですが、読むひまもないのでありますが、二、三先ほど来出ております水の問題、それから航路の問題、こういう問題が一番大きいのですが、特に水の問題なんかは、現地の方々が座談会を開いて、周辺の方が一日おきの十五分給水だというところがあるんですね。最近洗濯機なんかも使って、ある程度使用量も多くなっている。ところが、水がなかなか使えなくて、十五分の給水だというところがあるわけですね。だからよほどこういう点は、先ほどいろいろありましたが、一つの村だけではなく、部落部落

で、島というものはそう大きな集落になっていないわけですから、こういうところなんかもよほど考えて、やはり水の不足なんかは生活に一番密接な問題ですから、これはやっていただきたい、そのことが一つです。

それから青年が語っているのは、農道について、離島振興法では十ヘクタール以上にしか適用を受けないとなっている。これでは小さな島は同じ指定を受けていながら法律にひっかかることはできない。できた五ヘクタールにしてほしいと、こういうことを言っているわけですね。確かにあの辺のどこでも離島なんか、農耕というものは非常に小規模だと思っております。とてもいまの日本の経済で物価が上がり、それに応じた生産性を高めることも、ほとんど内地でも不可能なところが多いわけですから、離島なんかにはおそろそうだと思っております。しかし、一応農業をやっておりますし、そうしていろいろな農作物を輸送するということも、希望があるということも、私はやはり考えるべきじゃないだろうか。

私も法律をよく調べておりませんから、だから政令でできることはできるだけ政令なんかでやればかなり実行が可能なものがないかあるのじゃないか、こういうことを考えるわけです。ですから、法律の中でも政令で定められるような範囲はできるだけこういう離島の現実にあつたやうに政令に訂正してもらい、そうしてこういう離島のやうなところこそ早くあれをやらなければならぬのじゃないかと思うわけです。簡易水道をつくってから十年たつたといふ補助が出ない。十年前の法律をもつてきて現在に当てはめるのは離島の現実を無視しているといふようなことも座談会で言われているわけですね。ですから、こういうところは相当私は離島というものの現実をとらえてそこからは出発して、そうしてできるだけ本土と同じような水準に早く、むしろそっちのほうが早いぐらいにいきまないと、これは追いつかぬわけですね。こういう点が一つあるわけなんです。

そのことと、もう一べんに聞きますが、それから都道府県ですね。これは補助にしましても国とそれから都道府県、ときには市町村あるいは地元というものがかなり、何分の一かを受け持つということになっております。ところが、主として離島のある県ですね、こういう自治体の府県――東京都はわりあい財政的には豊かですけれども、その他は大体比較的経済水準から言いますとそう豊かでないわけですね。だから、十分なことではできぬだろうけれども、私、京都なんですけれども、最近公共負担、公共事業ですけれども、この負担が地元の負担を少しも軽くしていく、そうして負担にたえられぬようなところほど、いわゆる地方の財政力というものはありませんから、できるだけこの負担も都道府県が負担して、地元負担をできるだけないようにしていくというふうな方向をとって地方政治をやっておりますが、これらの比較的離島の多い府県なんかも多少そういうことをやっておるものなんだろうから、やはり県と市町村ですね、この離島の政治に意気の通ったやはり政治をする必要があるもので、これは中央からやかましく言うわけにはいきませんけれども、やはり府県もそういう指導体制をとる、国もそれ以上にまたやっていくというやうな、こういう関係をつくるのがやはり今後離島の開発や発展を早く促進するのじゃないか、こういうふうに思っております。こういう点についてあなたのはりの御意見なりお考えがありましたらひとつ聞いておきたいと思っております。私の質問はこれだけです。

○政府委員(岡部保君) ただいま先生からいろいろな点での御指摘がございましたのは、みんなごもつとも御意見でございます。また離島に実際に住んでおられる住民の方々のお声としてわれわれも絶えず伺っておるわけでございます。私どもの考え方としては、たとえば農業の問題、十ヘクタール以下にもっと下げられないかというやうな一つの例を出したわけでありまして、これと昭和四十年までは二十ヘクタールという一つの制限がございました。それをその後十

クータルまで下げました。したがって、できるだけ努力はしておるつもりでございます。

また、水道の問題にいたしまして、先ほど御質問のございましたような問題、あるいは現実にはまだ足りないという問題、これもすいぶんあるわけでございます。たとえば従来ですと地下水あるいは天然水で離島の水を必要をまかなっておった。それが最近いわゆる生活程度の向上と申しますか、そういうことで水の需要量もふえておりますし、また、当然そういう需要量をこなすだけの水資源を供給しなければいけませんという考えから、たとえば別な市町村からの導水ということでは海水の淡水化も現在すでに実施しているところがあるわけでございます。そういうような考え方でできるだけのことはしていく所存でございます。ただ現実にはなかなか遅々とした歩みでございます。この点はまことに申しわけないと考えておる次第でございます。

また最後にお話のございました府県の問題でございますが、各府県非常に離島に対しての御理解はあるわけでございます。それで普通ですと国が補助し、その残りをたとえば府県とそれから地元が分担し合う。そういう際の分担の率にいたしまして、離島の場合は府県が非常に多くの部分を負担する、地元負担はなるべく小さくしようといったような現実には各府県とも実施をいただいております。まあそういう意味では非常に府県の御理解もございまして、また現実には離島住民のことを考えますと当然だと思っておりますけれども、そういう仕組みがますます強くなつてきておると私も確信いたしております。したがって今後ともいろいろな御指摘のございましたような施策について、できるだけ早く整備をするように進めてまいりたいと考えております。

○柴立芳文君 この機会にちょっと経済企画庁長官にお聞きしておきたいと思うのですが、今回の離島振興の一部改正を議員立法でされたということについて、私も非常に喜ぶ一人なんです。

ただ国の負担あるいは補助率ですか、これが上げ下げされて調整されるという分があるわけですね。で、私はなるべく早く、下げた分はそれだけ金額にならぬと思つておるのですよ、数億というふうに関心しております。これはひとつ政府のほうで上げるような形でやってもいいという要望が一つなんです。それはなぜかという、いまお話をいたしましたように、離島振興の法律ができたときと現在とは全然考え方が違わなければならぬ、理念が。そうしますと、数億のことで下げるといふことは、地方財政が一番困難なところなんです。それは、地方財政が一番困難なところなんです。それから、それくらいは見てやるという方向でひとつ今後進めてほしい、こういうふうにおつしやいました水道、それから医療の問題、特に漁港というふうな問題につきましては、やはり公共事業ではありますけれども、経済に比べると問題であります。したがって漁港が下げられたというところは私は不満なんです。これは離島だけじゃなくて、本島関係でも漁港に対する政府の考え方は非常にわれわれが考えているよりも少し浅いのじゃないかというふうに私は見ておる。漁港に関してはもう少し経済企画庁でもその経済性をよく調査されて、ひとつお願いをいたしたい、こう思っております。

ついでにもう一点だけこの機会にお伺いいたしたいと思つておる。日本の離島といふと、沖縄が本土復帰しました。沖縄県の関係はこれはまあ特別、それに私は鹿児島なんですけれども、奄美大島の面は別に振興法がありますし、小笠原もある。したがって沖縄の場合は特殊な場合として今度解決されたわけですが、これに比べて、奄美大島の離島振興法が昭和四十八年度で切れるわけでございます。同じようなケースで日本に返つてきたということで、その時代に沿つては非常に優遇された振興策であった、こう考えておりますけれども、景気調整策の幅も与えられないような特殊振興の形である。したがって奄美大島が、いま沖縄の復帰によりまして非常に暗い影をさす。

じゃないかという心配をみな、いたしております。幸いにして四十九年度から新しくお願いをしたいというにいたしておるわけですが、これについては新しい日本の経済的な環境と、それから沖縄の関係、そういうようなものと並行した幅のあるものでお願いをしたい。こういうふうに考えておりますが、これらのものにつきましては、現在自治省でやっております。私は自治省でやっておりますが、官房長もおられますけれども、この日本の自治の問題につきましては非常に問題が大きいので、いろいろ時代に即応した考え方を自治省も出しておられるのですが、奄美の場合は、ともすると、どうも自治省の仕事の中では何か本質から離れてしまつていくような気配を見るわけなんです。したがって、経済企画庁でこの問題の考え方の根本的な問題をひとつこの機会にお願いしたいと思つておる。経済企画庁長官とされましては、そういう客観情勢を考えて、どういふようなおつもりでこれに対処していただけるかどうか、お聞き申し上げたい。

○国務大臣(木村俊夫君) これは提案者からお答えするのとはんとうかと思つておる。今度の改正案で国の負担率、補助率を上げたもの、下げたものもございまして、事務当局で計算すると、どうも差し引き四億三千万プラスになつてはおるようでございます。しかし、これは自主振興のためにいふとか、あるいは事業量の拡大のためにいふとか、いろいろ筋はあろうと思つておる。しかし離島といふものは、今後これから私もまた新しく全国総合開発の総点検をやりたいと思つておる。非常に急激に成長して、またこれからは相当な成長を遂げつつある日本経済の中で、やはり本島との差がいつまでも残るということ、これは争えないと思つておる。そういう意味において、そういう筋は筋をいたしまして、やはりこの補助率、負担率の額もいまおつしやうに、やはり引き下げたものは、たとえば特交とか負担担

ないようなものでこれをカバーしていかなければならぬという考えは経済企画庁として持つております。これは大蔵当局もあることでは、またここに至るまではどうも提案者の方も非常に苦勞されたようでありまして、その点をよく了承した上で今後努力いたしたいと考えております。

○柴立芳文君 奄美のやつ。

○国務大臣(木村俊夫君) ちょっと答弁が落ちましたが、奄美大島の話をさせていただきますが、私もほかからいろいろ御要望を聞いております。これもどうも自治省でおやりになつておるの、これも筋と思つておる。そういう意味で今後新しく、いま具体的に申し上げかねますが、新しい観点からこの奄美大島の開発の振興というものを新しく取り上げていきたい、こう考えております。点だけをお答えいたしておきます。

○委員(長玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。離島振興法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(長玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○寺本広作君 私は、ただいま可決されました離島振興法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり今後さらに離島の振興をはかるため、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。

一、離島航路の改善を図るため、海運造船合理化審議会の答申を尊重し、特に航路補助金の補助率、船舶整備公団の融資率の引上げ、航路補助金の算定にあつては完全な航路主義をとる等の措置を講ずるとともに未指定の欠損航路についてもすみやかに国の補助対象とすること。

二、離島医療の確保を図るため、離島の公的医療機関の施設、設備費等に要する費用の補助率の改善を図るとともに、国立病院、親元病院の医師・歯科医師の定員を増員し、離島に積極的に派遣するよう努めること。

三、漁港、港湾、空港事業の国庫の負担及び補助割合の引下げに伴う地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、地方交付税等で適切な措置を講ずること。

四、離島振興関係公共事業を促進するにめ、離島の実態と時代の趨勢に対応した採択基準に改善すること。

特に、離島においては用水の確保が困難な実情にかんがみ、水源対策を積極的に行なうとともに、簡易水道事業については、新設時の給水量の基準、増補改良時の期間の基準をそれぞれ緩和し、さらに、ごみ・し尿処理事業についても基準緩和の措置を行ない、この事業に要する経費を経済企画庁の所管に一括計上すること。

なお、簡易水道事業の水源として上水道用水を充てることについても善処すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) ただいま寺本君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よって、寺本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、木村経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○国務大臣(木村俊夫君) 離島振興法の一部を改正する法律案につきましては、離島の現状にかんがみまして、政府としては特に依存はございません。ありがとうございます。

また、これに付帯していま行なわれました決議につきましても、関係各省とも連絡の上、決議の御趣旨については十分検討し、離島振興対策の充実につとめてまいりたいと思ひます。

○委員長(玉置猛夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十三分散会